

住民税で配当の申告不要と上場株式等の譲渡損失を申告する場合

(A証券会社の配当を申告不要、B証券会社の譲渡損失を申告する場合)

令和4年 月 日提出

令和4年度 特別区民税・都民税

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の申告は、次のとおり提出いたします。

同一の源泉徴収口座内において配当所得と譲渡損失が損益通算されている場合は、配当所得のみを申告不要とすることはできませんのでご注意ください。

月1日時点の住所	江戸川区中央1-4-1	整理番号	
現在の住所	同上	電話番号	03-36××-△△△△
フリガナ	エドガワ タロウ	生年月日	
氏名	江戸川 太郎	明治・大正 昭和 平成・令和	49・8・6
職業	会社員		
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 〇 △ ×		

必要事項を記入してください。

1 確定申告した(予定含む。)上場株式等の所得についての記載事項

住民税の配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額		
上場株式等の配当所得等	総合課税分 円	25,000 円
	分離課税分 500,000 円	
上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収ありの特定口座内のもの) ※源泉徴収されていないものは除きます。	-1,000,000 円	円

確定申告した内容を記入してください。

2 特別区民税・都民税(住民税)に係る上場株式等の所得についての記載事項

(1) 上場株式等の配当所得等について
次のとおり選択します(次のいずれかの□に✓(チェック)をしてください。)

申告しません。 申告不要とするため「申告しません」をチェックします。

総合課税で申告します。 →

分離課税で申告します。 →

総合課税分	円	円	配当割額控除額
分離課税分	円	円	円

上場株式等の譲渡損失を申告します。
※「申告しません」を選択すると、損失の繰越はできません。

(2) 上場株式等の譲渡所得等について
次のとおり選択します(次のいずれかの□に✓(チェック)をしてください。)

申告しません。

分離課税で申告します。 →

株式等譲渡所得割額控除額	
分離課税分	-1,000,000 円

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越控除額)について

申告不要とした所得等があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、次の表に必ず住民税の繰越損失額等を記入してください。なお、申告不要とした損失は翌年度以後に繰り越すことはできませんのでご注意ください。

譲渡損失の生じた年	前年度分から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
平成30年(平成31年度)	150,000 円	円	前年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年度以後に繰り越すことはできません。
令和元年(令和2年度)	20,000 円	円	
令和2年(令和3年度)	400,000 円	円	
本年度の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額			1,000,000 円

過去に住民税で申告不要を選択した場合等、所得税と住民税で繰り越す損失の金額が違う場合に、住民税で繰り越す金額を記入します。なお、配当を申告し、繰越損失を使用する場合でも、その申告した配当所得は扶養や保険料などの算定の基礎となる合計所得金額に含まれますので、ご注意ください。

◇添付書類(添付した書類に○を付けてください。)

- 株式等譲渡所得金額計算明細書2面 ・配当計算書・領収書
- 特定口座年間取引報告書 ・その他()
- ・確定申告に添付済み

住民税が引かれていることがわかる以下の書類を添付し、○を付けてください。
※確定申告で書類を提出済みの場合は、「確定申告に添付済み」に○をつけてください。

納通発送

印